

高岡市男女平等推進プラン (基本計画) 素案

平成 19 年 8 月

高岡市男女平等推進市民委員会
(高岡市男女平等推進市民委員会起草委員会)

目次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	4
3 計画の基本目標	5
4 計画の性格と役割	
5 計画の期間	6
6 計画策定の背景	
(1) これまでの主な取組等	
ア 旧高岡市・福岡町の取組	
イ 富山県の動き	
ウ 国の動き	
エ 世界の動き	
(2) 社会状況の変化	8
(3) 市民等の意識調査結果	15
7 計画の体系表（基本目標・重点課題・施策の方向）	22

第2章 基本目標、重点課題及び施策の方向

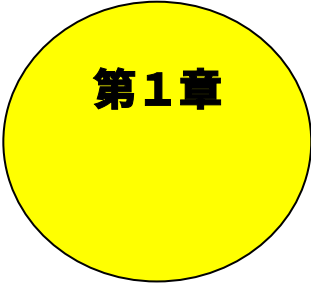
基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保	23
（重点課題1～3・現状と課題・施策の方向）	
基本目標Ⅱ 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と それらが両立できる環境の整備	31
（重点課題4～6・現状と課題・施策の方向）	
基本目標Ⅲ 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備	36
（重点課題7～9・現状と課題・施策の方向）	
基本目標Ⅳ 男女の健康の確保	42
（重点課題10・現状と課題・施策の方向）	
基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進	44
（重点課題11・現状と課題・施策の方向）	

第3章 具体的施策（事業計画）

重点課題1 施策の方向(1)～(3)	
重点課題2 施策の方向(1)(2)	
重点課題3 施策の方向(1)(2)	
重点課題4 施策の方向(1)～(3)	
重点課題5 施策の方向(1)	
重点課題6 施策の方向(1)(2)	
重点課題7 施策の方向(1)(2)	
重点課題8 施策の方向(1)～(3)	
重点課題9 施策の方向(1)(2)	
重点課題10 施策の方向(1)～(3)	
重点課題11 施策の方向(1)(2)	

資料

1 プランの語句説明	
2 旧高岡市・福岡町の取組、富山県・国・世界の動き	
3 男女共同参画基本計画（第2次）（抄）	
4 男女共同参画社会基本法	
5 高岡市男女平等推進条例	
6 女子差別撤廃条約（抄）	
7 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿	
8 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱	
9 高岡市男女平等推進庁内連絡会議委員、幹事会名簿	
10 高岡市男女平等推進プラン策定の経過	
11 市民の相談・情報窓口等	



第1章

基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の性格と役割
- 5 計画の期間
- 6 計画策定の背景
 - (1) これまでの主な取組等
 - ア 旧高岡市・福岡町の取組
 - イ 富山県の動き
 - ウ 国の動き
 - エ 世界の動き
 - (2) 社会状況の変化
 - (3) 市民等の意識調査結果
- 7 計画の体系表（基本目標、重点課題、施策の方向）

1 計画策定の趣旨

2005（平成17）年11月 旧高岡市と福岡町が合併し、新「高岡市」が誕生しました。

両市町では、それぞれ、「高岡市女性プラン(計画期間:平成4年度～12年度)」及び「高岡市男女平等推進プラン（計画期間:平成13年度～22年度）」並びに「福岡町ヒューマンプラン（計画期間:平成11年度～20年度）」を策定し、男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。

2003（平成15）年6月には、旧高岡市において、「高岡市男女平等推進条例」が制定（施行:2004（平成16）年1月）され、新市に引き継がれています。

しかし、少子高齢化、核家族化、国際化など社会情勢の変化や市民のライフスタイル・価値観が多様化する中で、性別による役割分担の意識は今なお残っています。

政策・方針決定過程への参画や職場での登用及び賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など、真の男女平等・共同参画とは言えない社会制度や慣行の存在も否定できません。

本市においては、これらの解消に努め、男女が、お互いを尊重し支え合うことによって、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任において多様な活動を選択することができるまちづくりをめざし、市、市民、事業者等が一体となって、取り組む新しい行動計画として、このプランを策定します。

プランの策定に当たっては、「高岡市男女平等推進条例」の理念を踏まえるとともに、旧市町のプランの趣旨等を受け継ぎながら、国・県の「男女共同参画基本計画（第2次）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「次世代育成支援対策推進法」などの最近の法整備や社会状況の変化に対応したものとします。

また、プラン改定の基礎資料とすること等を目的に実施した「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」（2005（平成17）年3月・旧高岡市）等の結果を反映いたします。

旧高岡市・福岡町のプランにおける策定の趣旨**◇「高岡市男女平等推進プラン」(平成13年3月策定 計画期間:平成13年度～22年度)**

○21世紀の社会システム

高岡市は1993(平成5)年3月、固定的な男女の役割分担意識を変革し、自立した男女の共同参画による「はばたけ高岡 女と男の共立社会」の形成をめざし、市として取り組む総合的な施策の基本方針を示した「高岡市女性プラン」を策定し推進してきました。

この間、「第4回世界女性会議」や「女性2000年会議」の開催等をとおして、女性の地位の向上や人権擁護等の取り組みが国際的な協調のもと、様々に進められてきました。国内においても、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、施行等労働関係の法制度等の充実や男女共同参画社会基本法の施行など、男女の共同参画を進める取り組みが促進されてきています。21世紀の社会において、男女が性別による差別をうけることなく、その人権が尊重されること、少子高齢化による労働力人口の減少等の社会経済情勢に対応するための有効な方策として、男女が家庭、仕事、地域活動等に共同で参画し、責任も担う社会システムをつくることが緊急かつ重要な課題となっています。

○平等推進をめざす

本市では、これまで高岡市女性プランを推進し、あらゆる分野における男女の共同参画を進めてきました。

しかし、いろいろな政策・方針決定の場や家庭・地域社会・職場等における共同参画が十分ではなく、かつ、仕事と家庭生活・地域活動等の両立が難しいこと、また、セクシュアル・ハラスメント等の暴力や虐待の問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の生涯にわたる健康と権利)等の人権問題があるなど、様々な課題が残っています。このように実質的な男女平等・共同参画が十分に進んでいないのは、制度・慣行・意識等によって生じていると思われますが、これらを阻害している状況、課題等を明らかにし、改めていくことが重要です。

このため、職業生活や家庭、地域活動等や政策・方針決定過程での共同参画を進め、暴力等人権侵害をなくし、男女の平等を推進していくことが重要であると考えます。そこで、高岡市女性プランの成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画計画」の性格をもち、さらに条例や拠点等の整備、推進体制の拡充等基盤の整備の他、様々な場での参画のしくみをつくり、市民と行政との協働体制により、男女の平等推進をめざす「高岡市男女平等推進プラン」を策定しました。

行政、市民、事業者が総合的な推進体制により主体的に事業に取り組み、確実な目標の実現をめざします。

◇「福岡町ヒューマンプラン」(平成11年3月策定 計画期間:平成11年度~20年度)

我が国は、これまで科学技術の進歩や急激な情報化の進展に伴う産業構造の変化の中で、物質的・経済的に豊かな社会を築いてきました。また、それに伴う生活水準の向上や価値観の多様化によって、人々は生活の向上を求め、個性を生かした暮らし方を主体的に選択するようになっていきます。

このような経済・社会環境の変化の中で、女性と男性をめぐる状況は大きく変化しており、根強く残る「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、女性だけでなく男性の多様な活動を妨げ、家族のあり方や子育て、高齢期の生活といった様々な場面で大きな歪みを生み出しています。

今後のさらなる少子・高齢化、経済活動の成熟化と国際化、企業や国民生活の情報化等の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっており、男女がそれぞれ個性をもった一人の人間としていきいきと生活でき、さらに育児・介護、地域ボランティア活動などを対等に分かち合う、または社会全体で担う環境づくりを進めていく必要があります。

この計画は、個人の尊重、権利の平等を理念として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を男女均等に享受し、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を目指すものです。言い換えれば、地域社会・学校のあり方、労働環境の整備、高齢化社会の対応、少子化現象などについて、町民一人ひとりが取り組むべき課題を明らかにしたものです。そして、福岡町が今後取り組む総合的施策の基本方針として「住みよい福岡町」の実現に資することを目標とします。

2 基本理念

男女平等・共同参画の施策を推進するにあたり、高岡市男女平等推進条例 第3条 に掲げる次の6つのことを基本理念とし、「●●●●（キャッチフレーズ）●●●●●●●●●●●●●●●●」を目指します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し

社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。

(3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等(市内の法人、個人事業所及び民間団体。以下同じ。)における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。

(4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。

(6) 国際的協調

男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

3 計画の基本目標

「**●●●● (キャッチフレーズ) ●●●●●●●●●●**」を目指して、次の5つのことを、このプランの基本目標とします。

I 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

II 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

III 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

IV 男女の健康の確保

V 計画の総合的な推進

4 計画の性格と役割

(1) 市の男女共同参画計画

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する、市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

(2) 市民行動計画

このプランは、高岡市男女平等推進条例第8条に基づく行動計画として、男女平等・共同参画の推進に関する施策の基本計画と具体的に取り組む事業計画を定めるものであり、市、市民及び事業者等が共に取り組む市民行動計画です。

(3) 市、市民及び事業者等の取組の指針

このプランは、男女平等・共同参画を推進する市、市民及び事業者等の主体的な取組や活動の指針となるものです。

(4) 市の行政運営の基本方針

このプランは、高岡市総合計画との整合を図りながら、行政各分野の計画の実施段階において、男女平等・共同参画を推進していく指針とするものです。

5 計画の期間

このプランの基本計画（基本目標、施策の方向）は、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。

事業計画（具体的な施策・事業）については、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までの5年間を前期計画期間とし、前期計画期間終了時において、その成果、課題等も踏まえ、次の5年間を後期計画と位置づけ、新たな事業計画を策定することとします。

6 計画策定の背景

(1) これまでの主な取組等

ア 高岡市（旧高岡市、福岡町を含む）の取組

○ 1999(平成11)年4月 福岡町は、「ヒューマンプラン」を策定し、男女共同参画の視点をあらゆる施策に生かし、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

○ 2001(平成13)年3月 旧高岡市は、「男女平等推進プラン」を策定。その後、男女平等推進条例の制定（平成16年1月施行）、男女平等推進センターを設置(平成16年4月)し、基盤整備に努め、男女平等・共同参画を推進してきました。

○ 2002(平成14)年5月 福岡町健康福祉センターを開設。2004(平成16)年5月 高岡市民病院に女性専門外来を設置。2005(平成17)年7月 旧高岡市のファミリー・サポートセンター、福岡町子育て支援センターを設置しました。

○ 旧市町の連合婦人会、高岡女性の会連絡会、富山県男女共同参画推進員高岡連絡会や福岡町地域活動推進員連絡会等の各団体は、プランの学習や推進をはじめ、地域での啓発活動等に取り組んできました。

旧高岡市においては、市民グループの「たかおか男女平等推進センタープロジェクト」（略称「e（いい）センタープロジェクト」）が、市と協働で、講演会・ワークショップ等の男女平等推進センターのオープニング・イベントを企画・実施しました。

○ 旧市町においては、市長（町長）と住民との「タウンミーティング（語る会）」を実施するほか、2005（平成17）年3月 旧高岡市においては、男女平等推進プラン改定の基礎資料とすることと今後の男女平等・共同参画施策への反映を目的に、「男女平等・共同参画に関する市民の意識・実態調査」を実施しました。

○ 2005(平成17)年11月1日、新「高岡市」が発足しました。新市においては、地域別やテーマ・界層別等のタウンミーティングを行うほか、2006(平成18)年3月、市政各分野に対する市民の関心、要望などを、合併後の新しい高岡市の総合計画策定の基礎資料とするため、「総合計画市民アンケート調査」を実施しました。

（※本記載以前の取組等については、「高岡市女性プラン（1993(平成5)年3月策定）」・「高岡市男女平等推進プラン(2001(平成13)年3月策定）」及び「福岡町ヒューマンプラン(1999(平成11)年4月策定)」に掲載があるほか、本プラン巻末資料に記載しています。）

イ 富山県の動き

- 2001(平成13)年4月 「富山県男女共同参画推進条例」が施行されました。12月 「富山県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画社会をめざす取組が進められています。
- 2002(平成14)年4月 男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業の実施、2003(平成15)年4月 男女共同参画推進認証事業所の設置事業の実施による、企業内の男女共同参画への取組が始まりました。
- 2006(平成18)年3月 「富山県 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が新たに策定されました。また、2007(平成19)年2月 これまでの計画の内容を見直した、新しい「男女共同参画計画(第2次)」が策定されました。

ウ 国の動き

- 1999(平成11)年6月 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針・理念等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。
- 2000(平成12)年12月 男女共同参画審議会の基本的な考え方についての答申を受けて、「政策、方針決定過程への女性の参画拡大」「夫婦別姓制度など社会制度、慣行の見直し」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等を重点目標とする男女共同参画基本計画が策定されました。
- 2003(平成15)年5月 国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進することを目的に「健康増進法」が施行されました。2005(平成17)年4月 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。
- 2003(平成15)年6月 男女共同推進本部において、国による女性へのチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供すること等について決定されました。
- 2004(平成16)年12月 配偶者からの暴力の定義や保護命令の対象範囲の拡大等を中心とした「DV防止法」が改正されました。
- 2005(平成17)年4月 「育児・介護休業法」が改正され、12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。新重点分野として「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」が加えられたほか、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等10項目の重点事項が盛り込まれました。
- 2006(平成18)年6月 「男女雇用機会均等法」が改正され、翌年4月施行されました。男女双方に対する差別的取扱いの禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれています。

エ 世界の動き

- 2005(平成17)年2月 国連「北京+10」世界閣僚会議(第49回国連婦人の地位委員会)が開催され、「第4回世界女性会議の北京宣言及び行動綱領」(1995(平成7)年)及び「女性2000年会議(2000(平成12)年)成果文書の再確認と完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の決議」が採択されました。

(2) 社会状況の変化

ア 人口の減少、少子高齢化の進展

本市の人口は、平成17年10月1日現在、18万2,356人(女性94,836人、男性87,520人)で減少傾向が続いています。今後、少子高齢化の進展や、転出超過の状況で推計すれば、15年後の本市の人口は、16万5,000人を割り込むと予測されます。

新たな総合計画では、交流人口の拡大に努めるとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、やすらぎある生活環境の整備、魅力ある雇用のもと就業機会の拡大など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めをかけ、15年後の目標人口を17万人としています。

1992(平成4)年に年少人口(0～14歳)が老年人口(65歳以上)を下回り、以後、少子高齢化が進展しています。

◆平成27年の推計値 総人口170,774人(女性87,457人、男性83,317人)

◆平成32年の推計値 総人口164,604人(女性83,958人、男性80,646人)

イ 出生率の低下、未婚率の上昇

日本の出生率(人口千人当たり出生数)は、1973(昭和48)年(全国19.4人・富山県18.0人・高岡市19.0人)をピークに低下を続けています。富山県、高岡市とも全国平均を下回っており、2005(平成17)年の富山県の出生率は8.1人、高岡市7.9人(全国8.4人)となっています。富山県における男女の未婚率については、男性27.4%、女性18.1%(平成17年)であり、男性については、昭和50年代から、女性は、昭和60年代から上昇が見られ、出生率の低下は、未婚率の上昇によるものと考えられます。

また、未婚率の上昇は、進学率の伸びや男女の結婚観、ライフスタイルの変化等の影響が大きいのではないかと推測されます。

ウ 家族形態等の変化

富山県における「家族と世帯等の状況」について、2000(平成12)年と2005(平成17)年とを比べると、一般世帯数は13,869世帯・3.9%増加しています。一世帯当たり人員は0.16人減少しており、小規模世帯が増える傾向にあります。また、65歳以上の高齢親族のいる世帯数は8.4%増加する一方、富山県の特徴でもある三世代同居世帯は、減少傾向にあります。

家族の形態が変化し、核家族化が進むと、家庭内での育児や介護等の力は弱まり、意識の変化などもあって、社会や地域による支援等へのニーズがますます強まることが予想されます。

また、女性が結婚、出産、育児を経て仕事を続けようとするとき、家族や男性の十分な家事負担が望めず、女性に負担がかかること、事業所等において、女性の結婚、出産等をマイナス面にとらえられるなどの問題があります。

エ 在住外国人の増加

高岡市の外国人登録者数は、2002(平成14)年と2006(平成18)年を比較すると、約25%増加しています。

平成18年10月1日現在 高岡市の人口18万1,946人(高岡市住民基本台帳)に占める外国人登録者の割合は1.7%となっています。

【図表1 高岡市の推計人口】

(単位：人)

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)
総人口	182,356 (100.0%)	175,659 (100.0%)	170,774 (100.0%)	164,604 (100.0%)
年少人口	23,808 (13.1%)	22,484 (12.8%)	20,664 (12.1%)	19,091 (11.6%)
生産年齢人口	115,673 (63.4%)	109,260 (62.2%)	99,903 (58.5%)	94,813 (57.6%)
老年人口	42,875 (23.5%)	43,915 (25.0%)	50,207 (29.4%)	50,700 (30.8%)
世帯数	61,541	63,337	63,626	63,282
1世帯当り人員	2.96	2.77	2.68	2.60

資料：高岡市総合計画基本構想

【図表2 外国人登録者数の推移】 (高岡市)

各年3月31日現在

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	2,520人	2,550人	2,976人	3,096人	3,139人
ブラジル	1,577人	1,614人	1,799人	1,965人	1,984人
中国	284人	309人	408人	467人	556人
フィリピン	321人	299人	421人	319人	250人
韓国・朝鮮	155人	149人	133人	124人	114人
パキスタン	9人	13人	23人	35人	48人
その他	174人	166人	192人	186人	187人

高岡市生活環境部市民課調べ

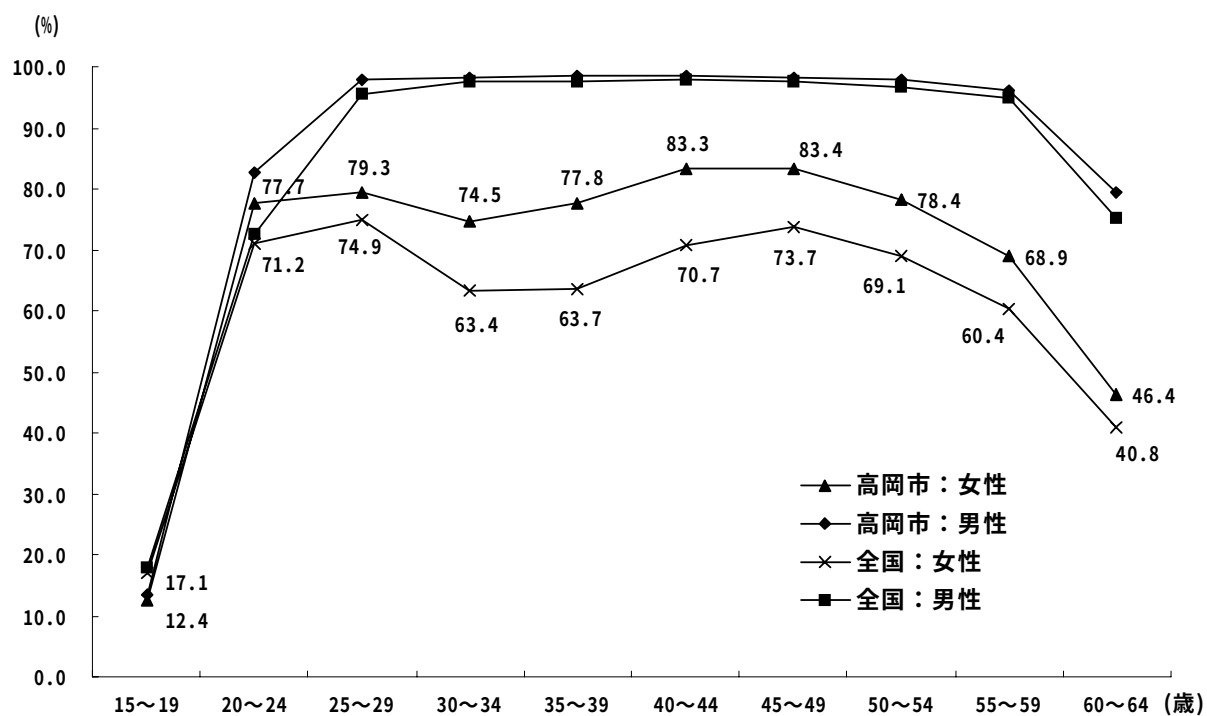
※平成17年以前は、旧高岡市(各年3月31日現在)と福岡町(各年4月1日現在)の数値を合算したもの

オ 働き方、職場での男女の状況

・高い女性の労働力率

富山県内の女性労働力率は、2005(平成 17)年 52.6%（全国 48.8%）で、全国第 5 位と高い状況です。高岡市の年齢別男女別労働力率を全国と比較すると、とりわけ 30 歳代前半の結婚・出産・育児等に起因した離職による落ち込みが低く（M 字の底が浅い）、さらに 40～44 歳層から 45～49 歳層にかけての労働力率が、20～24 歳層より高い傾向にあります。また、県内女性の家事専業者の割合（女性 15 歳以上人口に占める割合）は、2005(平成 17)年で 25.2%と、全国(29.6%)より低く、ここ 25 年間ほとんど変化していません。

【図表 3 年齢別男女別労働力率】（高岡市・全国）



資料：平成 17 年国勢調査

・高い女性の就業率、共働き率

富山県内の女性就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、2005(平成17)年、50.8%、高岡市は50.4%で、1975(昭和50)年頃から大きな変化はなく、全国平均(46.4%)より高い状況です。

また、2005(平成17)年の県内女性就業者の有配偶者率は67.8%（全国59.3%）、共働き率は56.8%（全国45.2%）、平均勤続年数は11.5年（全国8.7年）と、いずれも全国より高い状況です。

これらのことから、富山県では、男性はもとより女性も各年代を通して仕事を続ける生活スタイルがうかがえます。

また、県内女性全雇用者におけるパート、アルバイトの比率は、全国に比べて低い状況ですが、人数、比率とも増加傾向にあります。

【図表4 女性雇用形態別就業者数及び比率の推移】（富山県・全国）

富山県

単位：千人

	平成4年	9年	14年
女性雇用者	212	224	215
うちパート・アルバイト	53	64	70
構成比	25.0%	28.6%	32.6%

全国

単位：千人

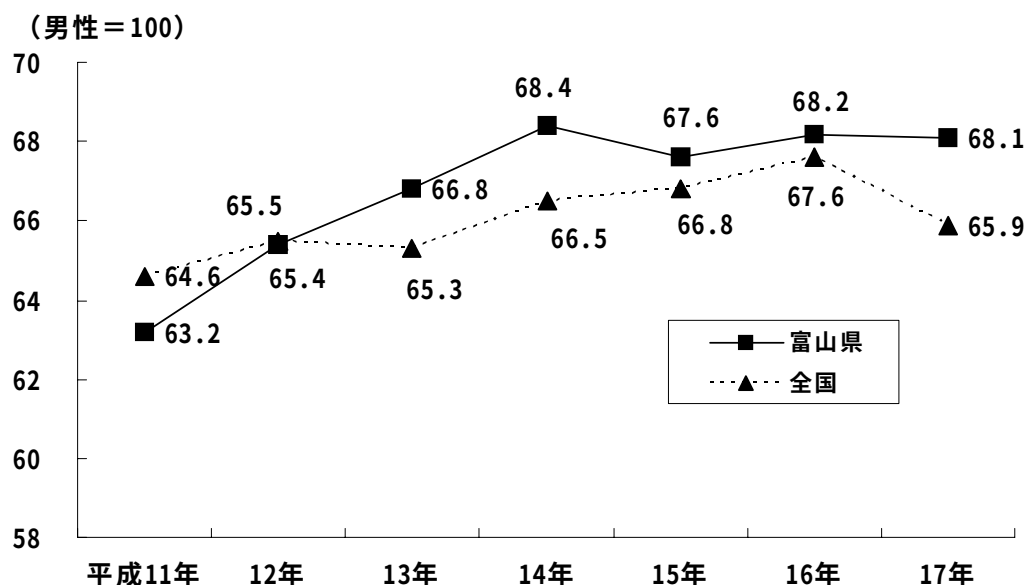
	平成4年	9年	14年
女性雇用者	20,529	21,867	22,531
うちパート・アルバイト	6,871	8,254	9,337
構成比	33.5%	37.7%	41.4%

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

・ 差がある男女の所定内給与額

平成17年の10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所における労働者の所定内給与額をみると、全国では男性を100とした場合、女性は65.9と低くなっています。富山県の女性は68.1となっており、これは、富山県における女性労働者の平均年齢が、41.4歳(全国38.7歳)、平均勤続年数11.5年(全国8.7年)と高いため、給与差が全国平均より小さくなっていると考えられます。また、男性労働者の平均年齢は、41.7歳(全国41.6歳)、平均勤続年数13.5年(全国13.4年)と、全国平均と比べて若干高い状況です。

【図表5 男性を100とした場合の女性の所定内給与額の推移】(富山県・全国)



※常時雇用者が10人以上の民間事業所を対象

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

・ 少ない女性管理職の割合

企業規模100人以上の民間企業における管理職の女性割合は、1990年代からやや上昇していますが、男性に比べるとはるかに少数です。また、係長、課長、部長と、職階が上がるにつれて割合は減少しています。

【図表6 役職別管理職に占める女性の割合の推移】(全国) (単位：%)

	管理職	部長職	課長職	係長職
平成7年	8.6	1.3	2.8	7.3
平成12年	9.0	2.2	4.0	8.1
平成17年	9.6	2.8	5.1	10.4

資料：総務省統計局「労働力調査」

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

カ 配偶者等に対する暴力の相談件数等の増加

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）に関する相談件数は、富山県女性相談センター、富山県民共生センター併せて、平成12年度は488件であったのに対し、DV防止法が全面施行された平成14年度には1,000件、平成15年度は1,397件、平成16年度は2,431件と著しく増加傾向にあります。増加の原因としては、これまで夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が、DV防止法の施行等により表面化したことが大きな要因ではないかと考えられます。また、女性相談センターにおける一時保護人数、保護命令の発令件数とも、相談件数と同様、増加傾向にあります。

【図表 7 女性相談員が受け付けたDVに関する相談件数】（富山県・高岡市）
（単位：件）

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
県民共生センター	30	54	39	31	31	39	49
女性相談センター	458	749	961	1,366	2,400	1,454	2,264
計	488	803	1,000	1,397	2,431	1,493	2,313
高岡市男女平等推進センター					90	213	373

※女性相談センターの件数は、女性相談センター、富山市及び高岡市の各女性相談員が受付・処理した件数

【図表 8-1 DV被害者の一時保護件数】（富山県・国）

（単位：人）

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県 （女性相談センター）	15	25	33	32	47	29	43
国	458	2,680	3,974	4,296	4,535	4,438	—

【図表 8-2 保護命令の発令状況】（富山県・国）

（単位：件）

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県	*9	16	12	24	14	20
国	*289	1,282	1,498	1,874	2,149	2,180

*平成13年度は、6カ月間の件数

資料：富山県・国「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」
高岡市 「高岡市の男女平等・共同参画推進状況等(年次報告)」

キ 児童、高齢者に対する虐待の増加

児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、近年、急激に増加しています。

富山県においても、平成15年度116件から平成17年度251件と約2倍になっています。

近年、子どもや高齢者への虐待は、大きな社会的問題として周囲の人たちへの理解が進んだこと等により、市の相談窓口寄せられる児童虐待や高齢者虐待の相談件数（実件数）についても、増加傾向にあります。相談件数は少数ですが、これ以外にも虐待が行われているケースはかなり潜在しているものと推定されます。

【図表9 児童相談所によせられた児童虐待相談件数】（富山県・国）

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県 (高岡児童相談所管内)	101件	87件	93件	116件 (45件)	192件 (40件)	251件 (101件)	●件 (●件)
国	17,725件	23,274件	23,738件	26,569件	33,408件	34,451件	●件

富山県厚生部児童青年課（平成19年 月 日発表）

【図表10-1 相談窓口によせられた児童虐待相談件数】（高岡市）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4件	2件	15件	19件

高岡市福祉保健部児童育成課調べ

※平成17年度以降の数値は、児童福祉法の一部改正（平成16年12月施行）により、児童虐待に係る通告先に市町村が拡大されたため、市の相談窓口寄せられる相談件数が増加したものの。

【図表10-2 相談窓口によせられた高齢者虐待相談件数】（高岡市）

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
2件	2件	7件	6件	21件

高岡市福祉保健部高齢介護課調べ

※平成18年度の数値は、高齢者虐待防止法の施行（平成18年4月施行）により、高齢者虐待に係る市町村の相談、指導及び助言が義務付けられたため、市の相談窓口寄せられる相談件数が増加したものの。

ク ひとり親世帯の増加

高岡市におけるひとり親世帯数は増加傾向にあり、平成13年と18年を比較すると14.3%増加しています。

父子世帯数については27.9%増加しており、特に離婚を原因とした世帯が大幅に増加しています。

【図表 11 原因別ひとり親世帯数】 (高岡市)

単位：世帯、各年4月1日現在

	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年
死 別 (うち父子世帯)	201 (31)	201 (24)	205 (31)	211 (30)	227 (35)	162 (30)	135 (29)
離 婚 (うち父子世帯)	1,030 (97)	1,108 (97)	1,178 (109)	1,245 (129)	1,360 (139)	1,258 (133)	1,274 (133)
未 婚 (うち父子世帯)	71 (1)	63	71	73	67	87 (2)	68 (0)
そ の 他	23	20	20	18	16	7	25
計 (うち父子世帯)	1,325 (129)	1,392 (121)	1,474 (140)	1,547 (159)	1,670 (174)	1,514 (165)	1,502 (162)

※数値は、児童扶養手当受給者及びひとり親医療受給者の数をもとに算出。

高岡市福祉保健部児童育成課調べ

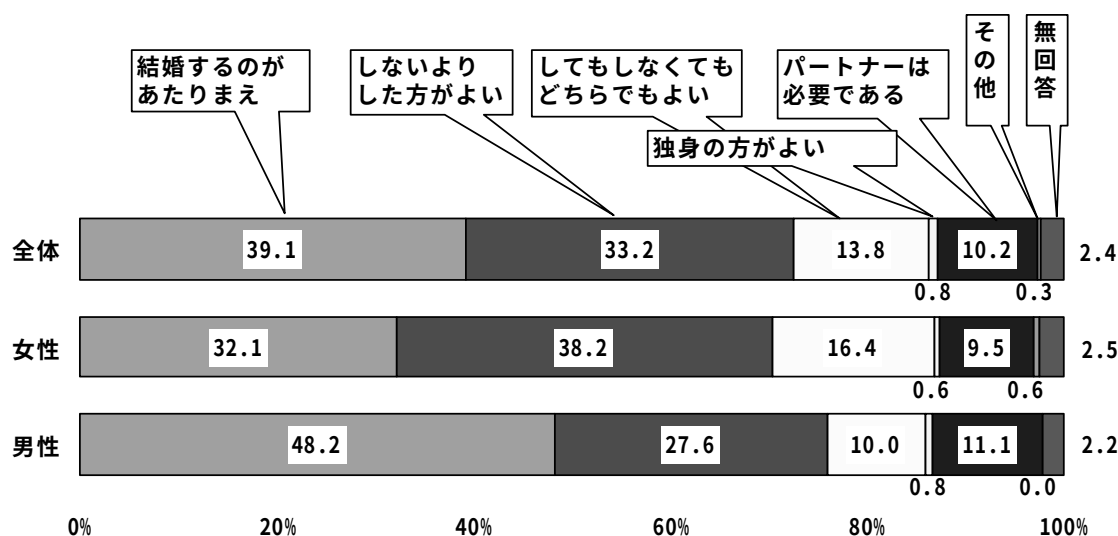
(3) 市民等の意識調査結果

ア 結婚観

男性では、「結婚するのがあたりまえ」と考える人が男性全体のほぼ半数であるのに対し、女性では約3割にとどまっています。「結婚するのがあたりまえ」と「しないよりした方がよい」という結婚に対する考え方については、男女とも高くなっています。

また、年代別にみると、若い世代ほど、「結婚するのがあたりまえ」と考える人が減少する傾向にあります。(20歳代 15.0%、30歳代 21.6%、40歳代 23.5%、50歳代 36.2%、60歳代 55.0%、70歳代 60.5%)

【図表 12 結婚観】 (高岡市)

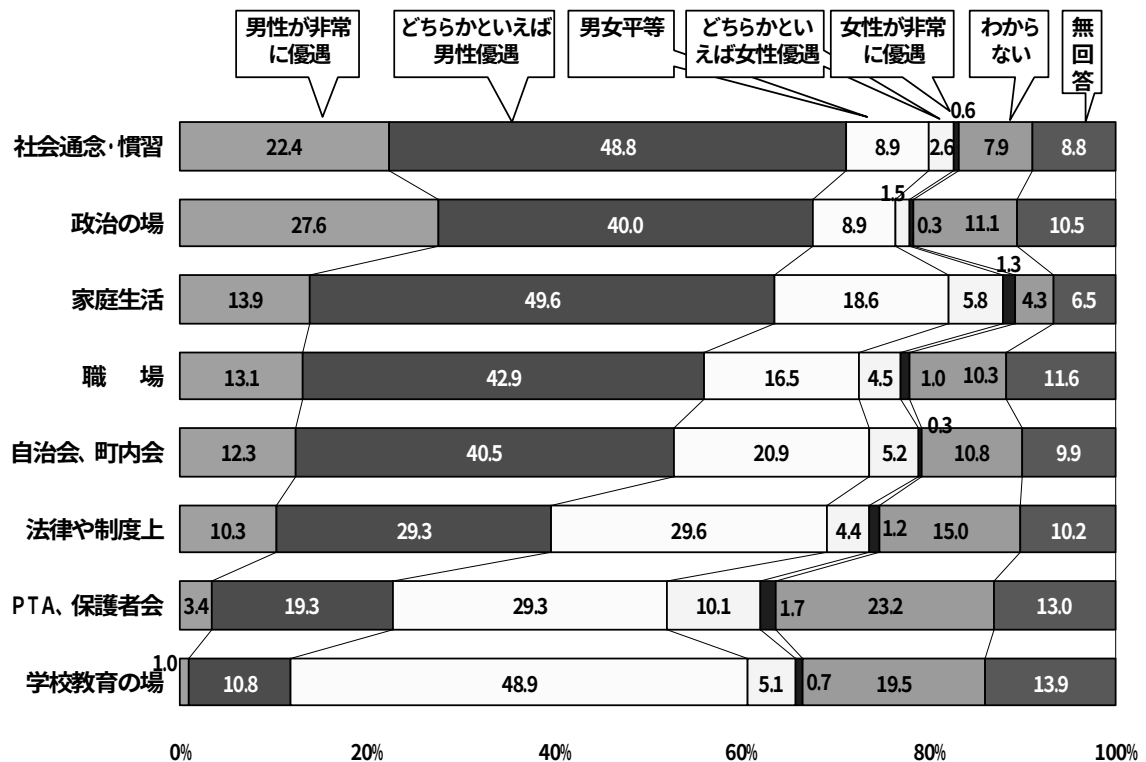


資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

イ 男女の地位の平等感

「男女は平等である」という意識は、「学校教育の場」や「法律や制度上」でやや浸透していますが、「社会通念・慣習」等においては、まだまだ低い傾向にあります。

【図表 13 男女の平等感の概況】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成 17 年 3 月実施）

【図表 14 男性の方が女性より「非常に優遇されている」又は「どちらかといえば優遇されている」と感じている人の合計の割合】（富山県・国）

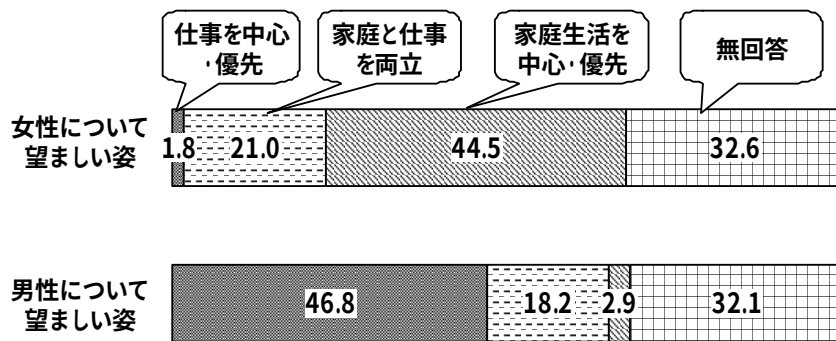
	社会通念・慣習	政治の場	家庭生活	職場	法律や制度上	学校教育の場
富山県	74.0%	62.5%	63.1%	69.1%	40.7%	18.3%
国	74.7%	71.9%	49.3%	59.4%	46.1%	13.7%

資料：富山県 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（平成 16 年 12 月実施）
 国（内閣府）「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 16 年 11 月調査）

ウ 仕事と家庭生活への関わり方に対する意識

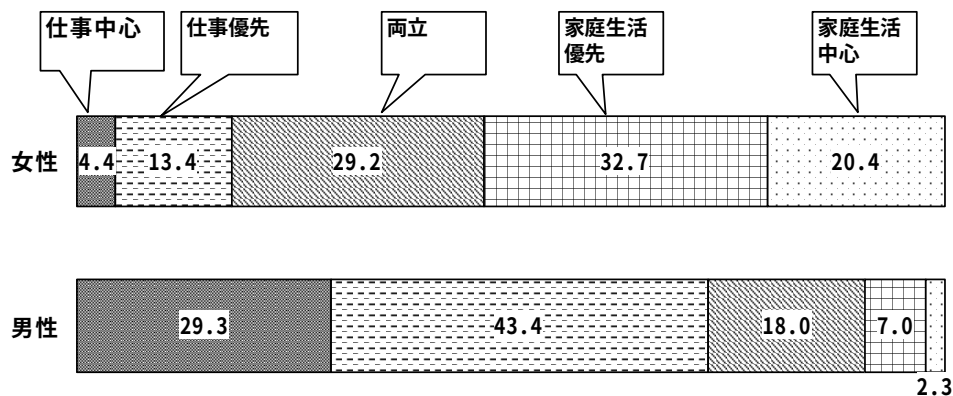
男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」とする意識が半数近くある一方、「家庭と仕事を両立する」という意識は、男性・女性とも共通してあることがうかがえます。

【図表 15-1 仕事と家庭生活の望ましい在り方】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 15-2 実際の「仕事と家庭生活の在り方」】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 16 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合】（富山県・国）

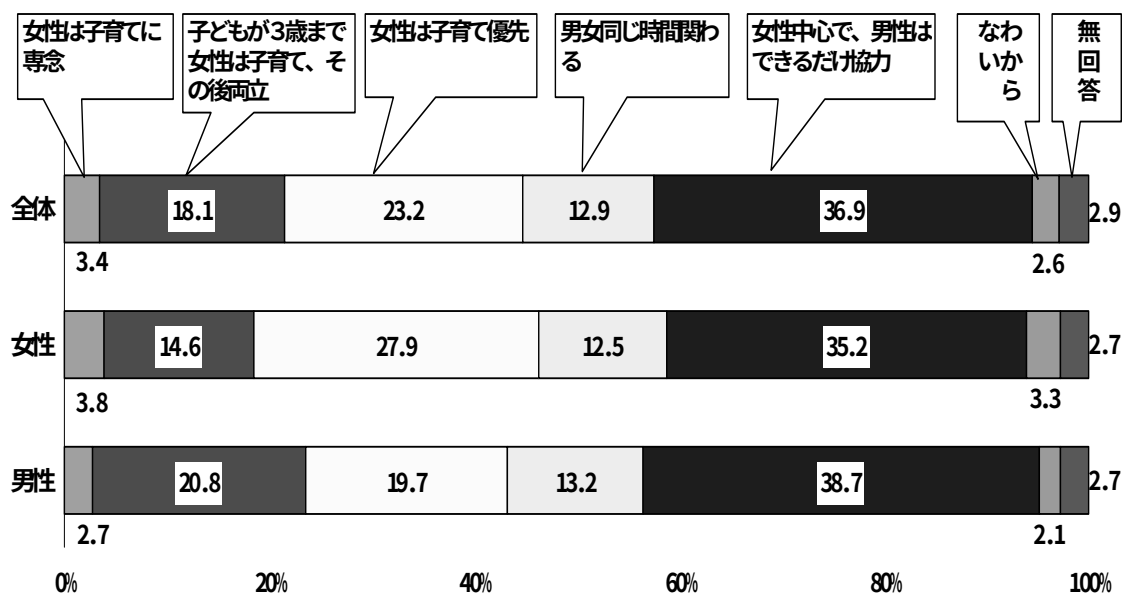
	性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
富山県	女性	40.0%	36.2%	43.8%	48.1%
	男性		44.5%		38.7%
国	女性	45.2%	41.2%	48.9%	53.7%
	男性		49.7%		43.3%

資料：富山県 「富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（平成16年12月実施）
国（内閣府）「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成16年12月実施）

エ 子育てと仕事の両立に対する意識

子育ては、「女性中心で男性はできるだけ協力する」「女性が優先する」「子どもが3歳まで女性は子育て、その後両立する」「女性が専念する」といった意識が、男女とも大きく、「男女同じ時間関わる」意識は、女性にやや強い傾向があります。

【図表 17 子育てと仕事の在り方】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 18 「男性も家事・育児をすべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合】（富山県）

富山県	性別	賛成		どちらかといえば賛成		どちらかといえば反対		反対	
	女性	29.9	40.7%	45.4%	39.4%	9.3%	5.5%	2.8%	1.9%
	男性		17.2%		52.6%		13.7%		3.8%

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

オ 家庭における役割分担の状況

家事、育児、介護とも妻の分担が高く、次いで夫婦同等となっています。

【図表 19 家庭における家事等の役割分担の状況】（富山県）

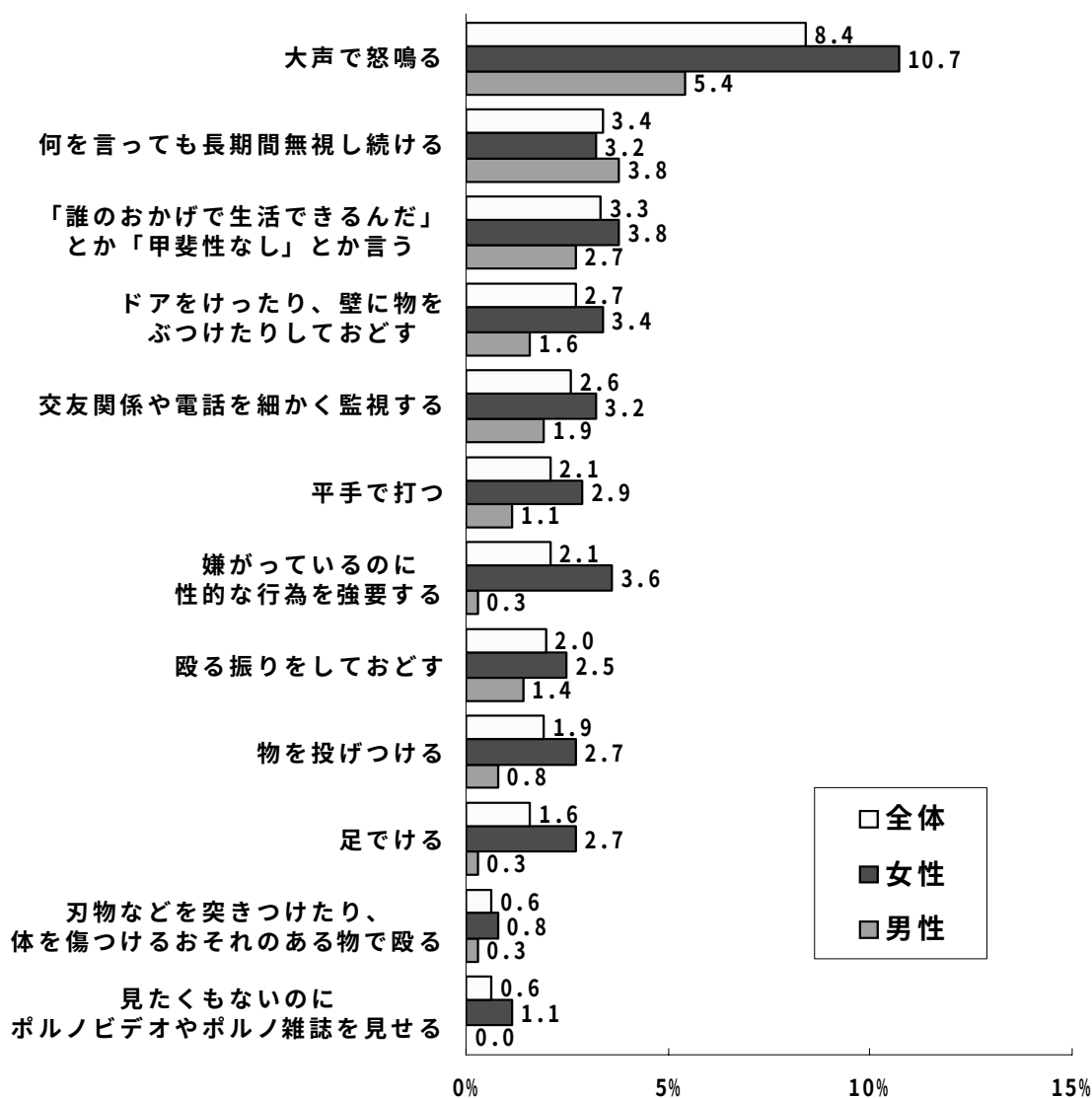
富山県	役割	妻	夫	夫婦同等
	家事	78.6%	0.8%	8.8%
	育児	62.8	1.1%	17.6%
	介護	47.7%	1.3%	25.2%

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

カ DVに関する状況

市が実施した意識・実態調査では、女性の35.9%、男性の20.8%がDV被害の経験があると答えています。

【図表 20 配偶者・パートナー等から何度もされた暴力行為（複数回答）】（高岡市）

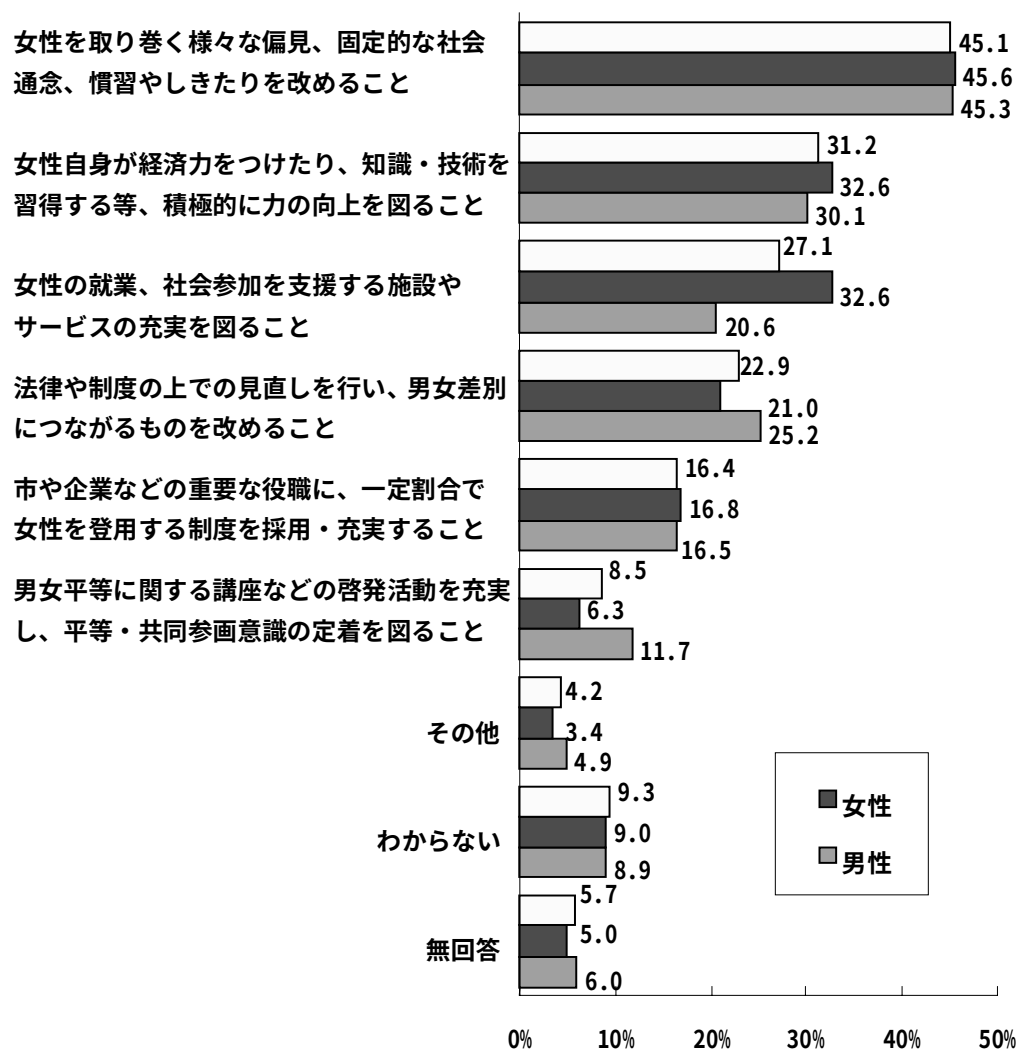


資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（平成17年3月実施）

キ 男女平等・共同参画推進のために必要な課題

「女性を取り巻く様々な偏見・固定的な社会通念、慣習やしきたりを改めること」が最も高く、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」など女性の自立に関する項目も上位になっています。

【図表 21 男女平等・共同参画推進のために必要だと思う課題等（複数回答）】（高岡市）

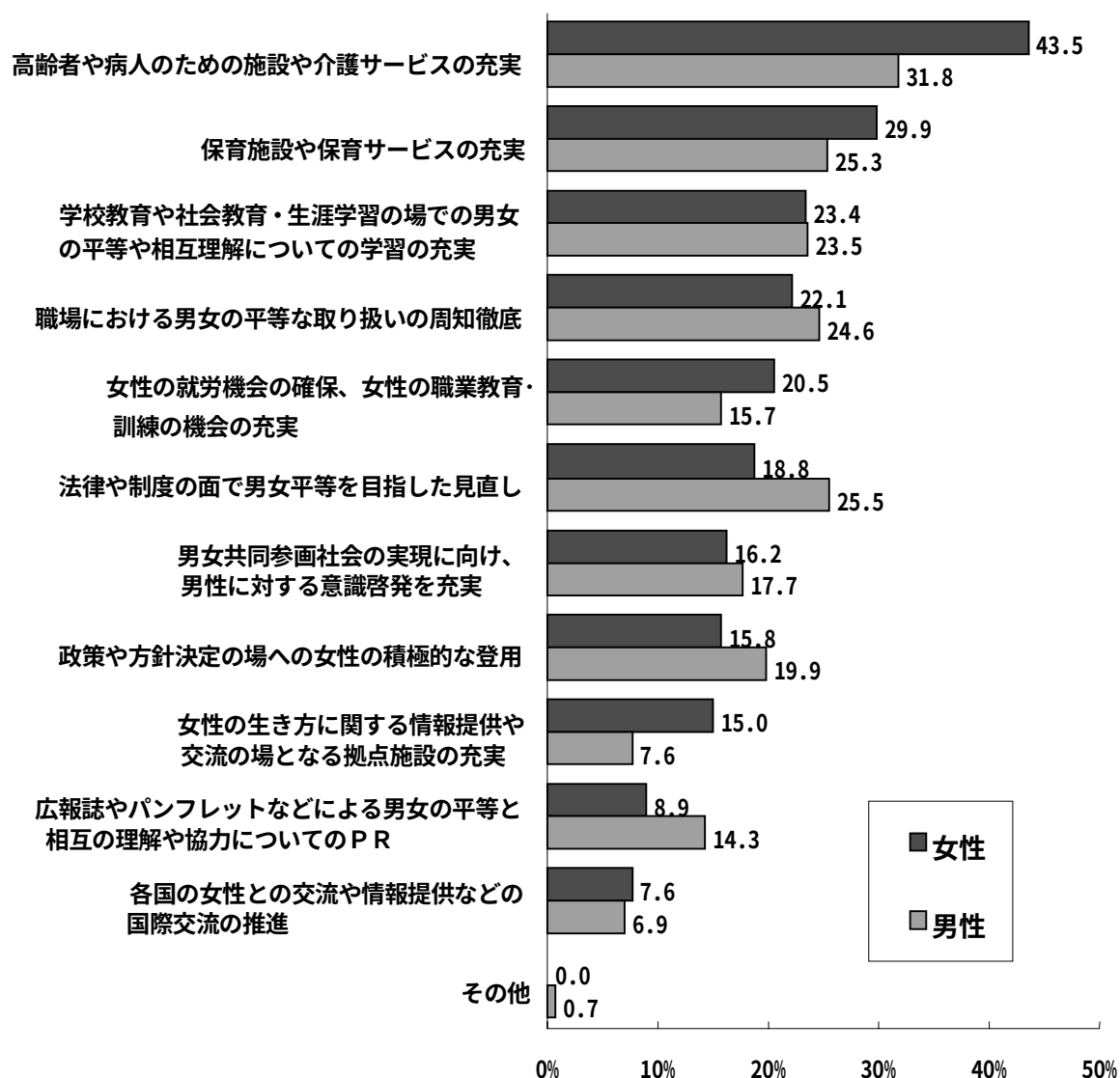


資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

ク 男女平等・共同参画社会実現のための施策

「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が最も高く、次いで、「保育施設や保育サービスの充実」「学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女の平等な取扱いの周知徹底」「法律や制度の面での男女平等を目指した見直し」等が上位を占めています。

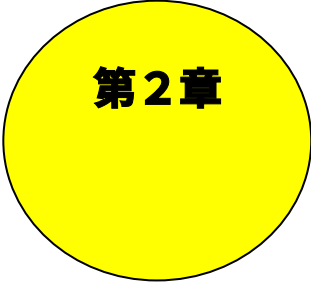
【図表 23 男女共同参画社会実現のために推進すべき施策等（3つまで回答可）】（富山県）



資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

7 計画の体系表（基本目標・重点課題・施策の方向）

基本目標	重点課題	施策の方向
I 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進
		(2) <u>事業者</u> の方針決定過程への共同参画の促進
		(3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進
	2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の <u>解消</u>	(1) あらゆる場における <u>男女平等・共同参画</u> の視点・気運の醸成や配慮
		(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実
	3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	(1) 市民の参画への支援 (2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進
II 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と <u>それらが両立できる環境</u> の整備	4 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備	(1) 子育て支援の整備・充実 (2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実 (3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実
		<u>男女の共同意識</u> の促進
	5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	
	6 国際化社会における理解と交流	(1) 地域における在住外国人との共生 (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進
III 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備	7 仕事の場における男女の共同参画の推進	(1) 雇用の場における男女平等の視点の促進 (2) 女性の能力開発・育成の促進
	8 人権尊重の意識の醸成	(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進 (2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進 (3) 人権擁護体制の推進
	9 <u>あらゆる暴力的行為や虐待の根絶</u>	(1) 配偶者等からの暴力の防止 (2) 子どもや高齢者等の虐待の防止
IV 男女の健康の確保	10 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 健康管理・保持増進のための支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
V 計画の総合的な推進	11 プランの有機的な推進	(1) 男女平等・共同参画の理解・促進 (2) 推進体制の充実・強化



第2章

基本目標、重点課題及び施策の方向

基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保
(重点課題 1～3・現状と課題・施策の方向)

**基本目標Ⅱ 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と
それらが両立できる環境の整備**
(重点課題 4～6・現状と課題・施策の方向)

基本目標Ⅲ 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備
(重点課題 7～9・現状と課題・施策の方向)

基本目標Ⅳ 男女の健康の確保
(重点課題 10・現状と課題・施策の方向)

基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進
(重点課題 11・現状と課題・施策の方向)

基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、いろいろな政策や方針決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しあいながら活動し、共に責任を担うしくみのあるまちをめざします。

これを実現していくために、平等を推進するしくみをつくり、いろいろな分野において男女の平等や共同参画を阻んでいる制度・慣行等の見直しを進めていくこととします。

さらに、男女平等・共同参画の視点や気運の醸成に努め、あらゆる分野への市民の参画を促進するとともに、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の払拭を図っていきます。

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

<現状と課題>

・市の各種審議会・委員会の共同参画

これまで、各種審議会・委員会における女性委員比率の目標を旧プラン(「高岡市男女平等推進プラン(平成13年3月策定)及び福岡町ヒューマンプラン(平成11年3月策定)」以下同じ。)に掲げるなどして、女性の登用に取り組んできました。また、委員の公募や市民からの意見募集を行うとともに、会議資料や審議概要をホームページに公開し、市民が共同参画しやすい環境整備に努めてきました。

委員には、官公庁機関の一定の職務にある人を充てる委員(いわゆる充て職)や、農業委員などの選挙による委員など、市が自ら選考することができない委員が含まれることがあります。平成18年3月31日現在の各種審議会・委員会の女性委員比率は24.4%(いわゆる充て職者を除いた場合は28.5%)、平成18年5月1日現在の行政委員会の女性委員比率18.0%(選挙選出者を除いた場合は34.6%)となっています。

これらの現状を踏まえ、女性の比率を上げていくためには、委員の参画方法、委員会の運営方法等の検討が必要です。

・市役所等の共同参画

これまで、市職員や市立小・中・養護学校教職員の管理・監督者への女性の登用等については、市の政策決定の場への共同参画として旧プランに掲げて進めてきました。(教職員の登用については県教育委員会の所管となっています。)

女性参画等の割合を、平成12年度(旧高岡市)と平成19年度(新高岡市)を比較してみると、市職員の副主幹以上は7.4%増、市立小・中・養護学校長は3.3%増、同教頭は12.2%減となっています。

◆高岡市の一般行政職職員(一般行政職職員とは、消防・水道・医療・技能労務職を除いた職員)の登用状況(H19.4.1現在)

- ・副主幹（係長相当職）以上の職員 女性 22.4%、男性 77.6%
- （・高岡市の一般職職員の男女比 女性 48.3%、男性 51.7%）

◆市立小・中・養護学校教職員の管理監督者（H19.4.1 現在）

- ・校長 女性 37.5%、男性 62.5%
- ・教頭 女性 37.8%、男性 62.2%

これらの現状を踏まえ、市の政策・方針決定過程への共同参画のさらなる促進が課題です。

・企業、個人事業所等の共同参画

これまで、企業における女性管理職の登用や農林水産業・商工業等の個人事業所における女性の経営への参画を旧プランに掲げ促進を図ってきました。

しかし、民間事業所における女性管理職の割合は、まだまだ少ない状況です。（12P図表6参照）

また、個人事業所等においては、実質的に女性が経営を担っている場合であっても代表者が男性になることや家族従業員としての女性の位置づけが曖昧なことなど、労働の公私の別が不透明な部分もあると考えられます。

これらのことから、企業における女性管理職の積極的登用が望まれるとともに、個人事業所においても、慣習等にとらわれず、代表者としての位置づけも含め、男女が共同参画をすることによって経営の向上をめざすことが重要です。

・地域活動組織等の共同参画

これまで、地域活動組織への女性リーダー（会長等）については、参画拡大を旧プランに掲げて進めてきました。しかし、地域活動組織の中の自治会やPTAにおいて、女性リーダーは、依然として少ない状況にあります。

◆高岡市内の自治会における女性会長の比率（H19.5 現在、市民協働課調べ）

- ・自治会長 女性 1.8%（11/602名）、男性 98.2%
- ・校下（地区）連合自治会長 女性 0%（0/36名）、男性 100%

◆高岡市立小・中・養護学校における女性PTA会長の比率（H19.4.1 現在）0%（0/40名）

◆高岡市における地域活動者等の比率（H19.4.1 現在）

- ・福祉活動員（H18.5.1 現在）女性 73.6%、男性 26.4%
- ・高齢福祉推進員 女性 64.8%、男性 35.2%
- ・健康づくり推進員 女性 66.6%、男性 33.4%
- ・ヘルスボランティア 女性 99.6%、男性 0.4 %
- ・生涯スポーツ指導員 女性 60.4%、男性 39.6%
- ・体育指導委員 女性 30.9%、男性 69.1%
- ・富山県男女共同参画推進員 女性 54.7%、男性 45.3%

また、自治会、町内会の分野においては、男性が優遇されていると感じる人が多いという調査結果があります。（16P図表13参照）

地域組織活動において、多様な意見等を反映するため、組織の構成員に、女性リーダーの登用や男女の共同参画への拡大を図ることが望まれます。

＜施策の方向＞

(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

- ・ 市の審議会・委員会等の女性委員比率については、目標値を設定し、公募制の活用など、委員の選出方法、運営方法等を見直しながら課題解決に努め、女性の参画を促し目標の達成を図ります。
- ・ 行政委員会の女性委員比率については、目標値を設定し、これを達成していく中で、農業委員への女性の参画について、農協組織等関係団体に働きかけていきます。
- ・ 審議会等の女性委員の参画状況についての調査を継続し、問題点等を明確にし、解決を図りながら、女性の参画度が低い審議会の解消に努めるなど、男女の共同参画を進めていきます。
- ・ 人権擁護委員等国・県の委員への推薦については、女性の参画に配慮していきます。
- ・ 政策の立案、決定の場に男女が共同で参画することや、政治への参加の重要性、選挙権行使の大切さについて、様々な機会をとらえ啓発していきます。
- ・ 広く市民に計画案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメントの活用を図るなど、いろいろな形で政策決定に対する関心を広めていきます。
- ・ より広く市民の参画を得るよう、いろいろな活動経験者等の情報を収集するとともに、登録など参画の方法を検討し実施していきます。
- ・ 市職員の登用については、個人の能力、意欲、適性等に十分配慮し、共同参画を進める市民のモデルとして男女平等に行っていきます。
- ・ 市立小・中・養護学校の管理監督にかかる教職員については、性別によることなく、学校の管理・運営について見識と指導、統率力を有する人の登用を図るよう努めていきます。

(2) 事業者の方針決定過程への共同参画の促進

- ・ 市は、国・県・関係機関等と連携して、セミナーや情報誌など、事業者に対し様々な機会をとらえ、ポジティブ・アクション等適切な情報の提供に努めます。
また、事業活動において女性の意見や意思を反映することの重要性・必要性並びに女性の管理職登用等について事業者に対し働きかける等の普及・啓発に努めます。
- ・ 国の農山漁村男女共同参画推進指針や県等の方針並びに県内における農協個人正組合員の要件を見直す等の動きや女性の経営参画が進み始めてきていることを踏まえ、参画促進のための取組を積極的に働きかけていきます。
- ・ 自営の農林水産業・商工業者における女性の経営への参画については、関係団体等を通して理解が得られるよう努めていきます。

(3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進

- ・ 市は、自治会やPTA、農林水産業、商工業、福祉、教育等の各団体が、活動への男女平等・共同参画や女性の役員への参画が、積極的、主体的に進むよう、ポジティブ・アクション等実効ある方策について適切な情報を提供するなど、積極的に支援します。
- ・ 女性の意見を施策に、より反映させていくためには、いろいろな方針決定の場へ女性の参画を進めるとともに、女性のより積極的な姿勢も重要と考えられます。
女性自身や男性も意識を変えていくことが重要であり、市は、講座や情報誌でこのことを啓発していきます。

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

<現状と課題>

・性別による役割分担意識の払拭と男女平等・共同参画の学習等の充実

これまで、性別による役割分担意識の払拭、制度・慣行等の見直しにつながる講座の開催や情報誌の発行等に取り組んできました。

いろいろな機会に、生涯学習や男女平等・共同参画等の視点に立った講座・講演会を行うとともに、男女平等教育については、個に応じた進路指導や学習指導、生徒指導など学校教育全体を通して推進してきています。

保育所、幼稚園等の幼児教育やホームヘルプなどの介護・看護等の従事者については、女性が多いなどの偏りが見られます。

◆男性職員数(H18.3.31現在)

保育士 7人(私立5人・市立2人)、市栄養士1人、市看護師 11人、市介護士 1人

市の広報やいろいろな刊行物等においては、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう、十分留意をしてくれています。

また、条例に基づき、職場や学校、団体などでの性差別や人権侵害、市の男女平等・共同参画の推進施策等への苦情等の申出を公平・中立的な立場で処理する第三者処理機関として、「高岡市男女平等問題処理委員会」を設置しています。

市の男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成17年3月実施)等においては、男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」とする意識が半数近くある一方、「家庭と仕事を両立する」という意識は、男性・女性ともあることが伺えます。(17P図表15-1、15-2、16参照)

あらゆる場への参画機会が公平に開かれ、男女が、固定観念にしばられることなく、個人として尊重され、自らの人生を主体的に選択して互いに支え合って、社会を築いていけるようにしていくことが重要です。

<施策の方向>

(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮

- ・福祉や保健、スポーツ・文化活動等地域のボランティア活動を行う団体・グループについて、活動内容や担い手を性による固定的な見方でとらえていないか検討し、男女で担うようにしていきます。
- ・福祉、健康、消費生活等は女性向きといった考え方や、会長は男性で働き手は女性といった考え方など、地域活動の中に残る固定的な性別による役割分担意識について、活動に関わる様々な機会を通して解決を図っていきます。
- ・職場、家庭、地域等様々な場における、性別による偏りにつながると考えられる慣行等について、見直しが図られるよう努めます。

- ・ 国における制度等の検討や施策の男女平等・共同参画社会の形成に及ぼす影響調査等の動きを踏まえるとともに、事業や制度等において、男女に平等に作用していない（実質的に共同参画を妨げている）課題等を明らかにし、その解消に努めます。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識を払拭していくために、講座や生涯学習等、様々な機会をとらえて啓発を行い、意識改革を働きかけ、あらゆる分野での共同参画を進めていきます。
- ・ 国の税制や社会保障制度等の見直しの動きを見据え、講座やセミナー等に反映させるとともに、様々な機会を通して、未だに残る男女の性別による役割分担意識の解消を図っていきます。
- ・ 政策・方針決定過程への参画に資するよう、現代的課題も含めた幅広い内容、テーマを盛り込み、役割分担意識にとらわれない視点等について認識を深める学習機会を提供していきます。
- ・ 市職員や市民が、人権や性別による固定的な役割分担意識等に敏感な視点を持つよう情報誌等で啓発していきます。
- ・ 全市職員が、性別による役割分担の意識にとらわれずに業務を遂行するよう、各階層での研修等を行っていきます。
- ・ 市など公的機関は、発行する印刷物やインターネットなど様々な媒体による情報等を発信する上で、男女の人権の尊重に十分配慮するとともに、市民など受け手に対し固定的な性別による役割分担意識を助長する表現のないよう、さらに周知、徹底させていきます。
また関係団体や市民にも啓発していきます。
- ・ 市民及び事業者等からの男女平等・共同参画に係る施策の苦情等の申出に対応し処理する「男女平等問題処理委員会」を設置・運営することにより、男女平等・共同参画の公平な推進体制を確保します。

(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実

- ・ 幼児及び小・中学校教育において、固定的な性別役割分担の意識によらない職業観と主体的に多様な選択ができる能力を身に付けることができるよう、育成・指導に努めます。
- ・ 学校教育において、自立や男女共同参画の意識を形成する教育等を様々な形で取り組んでいきます。
- ・ 教職員について、男女共同参画の理念や意識を高めるための研修を充実していきます。
- ・ 乳幼児期から、男女共同参画の意識を育てるため、保育士等職員の研修を充実していきます。

- ・ 社会教育等に携わる人たちについて、様々な機会をとらえて、男女共同参画についての学習機会を提供していきます。
- ・ 就業体験を通して性別にとらわれない職業観を養うために、インターンシップの普及を図るとともに、市においても多様な就業体験の場の一つとして、大学生等を積極的に受け入れていきます。

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

<現状と課題>

・市民のまちづくりへの参画と男女平等・共同参画の推進

これまで、地域活動、ボランティア活動などの推進を旧プランに掲げ、ボランティア・NPO活動をはじめとする多様な市民活動への理解を深め、市民のまちづくりへの参画を促すため、講座やフォーラム等の開催、市民活動団体への支援に努めてきました。さらに、市民と行政がこれまで以上に連携を深めながら市民参画によるまちづくりに取り組む指針として「市民と行政の協働のルール」を策定しました。

また、生涯学習センター、男女平等推進センターを設置し、市民自らの企画立案能力や男女共同参画意識を高めるための活動拠点の基盤整備等を行ってきました。

近年、地域が安全で快適な生活環境を維持するため、市民が地域に関わり、地域のニーズに対応した活動を展開していくことが求められています。

また、様々な人たちの多様な意見や意思が、男女平等・共同参画の推進やまちづくりに反映されるために、男女が一緒になって、防災や環境保全、観光などあらゆる分野の地域活動の場へ参画することが重要であり、特に、女性の視点や知識・経験などをより広く生かしていくことが大切です。

これらのことから、男女平等・共同参画の意識や市民のまちづくりへの参画について、講座や研修会、フォーラム等による啓発を行うとともに、市民及び事業者等と行政が協働して、地域活動の場での男女平等・共同参画をこれまで以上に進めていくことが重要です。

<施策の方向>

(1) 市民の参画への支援

- ・ 女性団体・グループなどの男女共同参画をめざす学習活動を支援し、リーダーの養成を図るなど女性の社会参画の促進に努めます。
- ・ 市民協働のまちづくりを推進する市民活動団体等の自立・連携と組織化に関する相談や情報提供等を行い支援していきます。

(2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進

- ・ 市は、県男女共同参画推進員（OBも含む）や関係する団体等と、地域でのいろいろな男女平等・共同参画を阻む問題等について情報交換を行うなど、市民との緊密な連携体制を作っていくことにします。
- ・ 防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境保全等の分野に、女性や新たな市民の参画を得るため、行政課題等も取り入れた講座や活動等を実施します。
- ・ ボランティア・グループ、市民活動団体、NPO法人及び事業者等が、協働してまちづくりを行うため、情報の共有化とネットワークづくりに努めます。

基本目標Ⅱ 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と それらが両立できる環境の整備

女性も男性も、大人も子どもも高齢者も、障害を持つ人も持たない人も、外国籍の人も、だれもが、自分らしく参画し、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担いつつ、家庭生活や仕事、地域活動等が両立できるまちをめざします。

仕事と家庭生活、地域活動等との両立は、それぞれの分野の男女の共同参画の上に成り立ち、その実現は、各分野で同時に進めてこそ可能となります。

現状では、家庭生活や地域活動においては男性に、仕事の場においては女性に多くの課題があります。それらを解消していくために制度・慣行の見直しをはじめとする各分野における男女の共同参画へのしゅみを整備し、環境を整えていくことが必要です。

また、年齢や障害の有無等にかかわらず、安全・安心して暮らすことができ、一人ひとりが個性を生かし、快適に社会活動に参加できる社会の実現をめざし、ノーマライゼーションの理念の一層の定着・推進を図っていきます。

重点課題4 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

<現状と課題>

・男女が安心して子育てと仕事等ができる環境の整備

これまで、延長保育、休日保育、一時的保育等の保育サービスの拡充を図るとともに、子育て支援センター、ファミリー・サポートセンターの設置や子育てサロン、学童保育の整備、母子自立支援員による一人親家庭に対する相談等に取り組んできました。

しかし、女性が、結婚、出産、育児を経て仕事を続けようとするとき、男性の十分な家事負担が望めず、女性に負担がかかる上に、事業所においては、女性の結婚、出産等をマイナス面でとらえることもあるなど、仕事と家庭生活が両立しにくい現状があります。

また、市の男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（平成17年3月実施）等においては、子育てを女性中心と考える意識が男女ともにあります。（18P図表17、18、19参照）

市では、「高岡市次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17年度～26年度）」を策定し、家族、学校のみならず各関係機関や地域の人々の理解と協働を得て、子育てを社会全体で支えていく子育て環境づくりをめざしていきます。

また、市は、「高岡市職員子育て支援プログラム（計画期間：平成17年度～21年度）」を策定し、職員が仕事と両立して子育てを行うことができるよう、達成目標を定めて、職場全体で子育て支援に取り組み、子育て中の職員だけでなく、すべての職員にとって働きやすい職場となるよう努めています。

仕事、家庭生活、地域活動に男女がともに参画していくことの重要性を認識し、上記の計画に基づき、子育てに伴う負担感を社会全体で緩和していく環境を整備していくとともに、長時間労働の是正など仕事中心の働き方を見直して、男女が共に仕事と家庭生活等を両立できる社会づくりが求められています。

・男女が安心して介護と仕事等ができる環境、高齢期を安心して暮らせる条件の整備

これまで、老人保健施設等の施設建設を始め、介護予防・生活支援事業を実施し、介護休業に関するセミナーの開催や介護相談窓口の設置等、介護を支える体制の整備を図ってきました。

また、高齢福祉推進員の配置により、ひとり暮らし高齢者の不安解消を行うほか、在宅介護家族支援サービス、生活支援サービスの実施により、介護者の負担感の解消、虚弱高齢者の自立に努めるなど安心して暮らせる条件の整備に取り組んできました。

一方、本市においても少子高齢化や核家族化等の進展が見られます。(9P図表1参照)

市では、「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成18年度～20年度)」を策定し、行政・市民・事業者が連携を密にするとともに、地域の人々がお互いに協力し、支え合いながら高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

上記の計画に基づき、高齢期の男女の社会参加の機会を提供するとともに、要介護・要援護高齢者への支援や介護保険制度の着実な運用、介護予防など介護体制の充実を図ることが求められています。

・ノーマライゼーションの定着・推進

市では、「高岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人もない人も共に生活し活動できるノーマライゼーションの理念に基づいた福祉施策を推進してきています。

子どもも高齢者も障害のある人も外国籍の人も、すべての人が人権を尊重され、社会活動に参画して、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができる社会の実現に向け努めていくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 子育て支援の整備・充実

- ・ 夜間保育、一時的保育等の保育サービスや学童保育、子育て相談など子育て支援体制について、内容の充実を図りながら、病後児保育や病児保育の方法等について検討していきます。
- ・ ファミリー・サポートセンターの運営など、多様化する子育てニーズに対応したサービスの提供に取り組んでいきます。
- ・ 子育てに悩む親のために、親子交流の場の提供や、相談事業の推進を図ります。
- ・ 子育てへの支援施策を総合的に推進する体制の整備を図ります。
- ・ 小・中学生の健やかな成長をサポートする地域の活動を支援し充実を図ります。
- ・ 小・中学生等青少年が抱える悩みや生活上の諸問題について対応する「少年なんでも相談所」等の相談事業の充実を図るとともに、「高岡市青少年相談機関連絡会」を設置し、県等の相談機関との連携体制を整備します。
- ・ 市職員の子育てと仕事の両立を支援するため、育児休業取得及び年次有給休暇取得の促進、超過勤務の縮減について数値目標を定め、子育て環境の整備に努めるとともに、短時間勤務制度等についても検討していきます。

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、育児・介護休業法等に定められている育児休業制度や育児のための勤務時間短縮の措置等、子育て支援策の普及に努めます。

また、男性の利用が進まない課題を検討して、男性も利用しやすい職場の環境づくりを、事業者等に対して働きかけていきます。

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、男性の家庭生活への参画や男女が共に地域活動等に関わる時間の確保のために、長時間労働の解消を事業者等に働きかけていきます。

(2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実

- ・ ひとり親家庭への経済的支援、就労支援の充実を図ります。
- ・ 母子家庭、父子家庭の抱える問題に対処していくために、相談体制の充実を図ります。

(3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実

- ・ 介護需要の動向を見極め、介護保険の充実に努めます。
- ・ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者同士の訪問等、地域の人達で支えあう体制づくりを進めます。
- ・ 高齢者の住環境の整備や就業機会の確保のほか、介護サービスや日常生活に関する支援等の公的サービスの充実を図ります。
- ・ 高齢者が培った豊かな経験と知識・技能を、家庭、地域、社会等の分野に活かし、高齢者の生きがいの創出、社会参画を促進する施策を進めます。
- ・ 「高岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活・都市施設のバリアフリー化等の推進に努めます。

また、条例の基本理念であるノーマライゼーションの実現をめざして、障害のある人や高齢者の自立と社会参加を進める事業や在宅福祉施策等の充実を図るなど様々な福祉施策を総合的に推進していきます。
- ・ 事業者等に対し、国・県・関係機関等と連携しながら、育児・介護休業法等に定められている介護休業制度や介護のための勤務時間短縮の措置等支援策の充実とともに、これらの諸制度を利用しやすい職場の環境づくりを働きかけていきます。

重点課題5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

<現状と課題>

・男女で担う家庭生活の推進や地域活動・ボランティア活動の推進

これまで、男女で担う家庭生活の推進を旧プランに掲げ、男性を対象とした育児講座や介護家族健康教室等に取り組んできました。

なお、本市の女性の就業率は、全国平均より高い状況にあります。(11 Pオ参照))

また、「男女は平等である」という意識は、「家庭生活」においてまだまだ低い傾向にあります。(16 P～18 P図表 13、14、15-1、15-2、17、18、19 参照)

家事、育児、介護等については、男女のどちらか一方が性別による固定的な役割を担うのではなく、家族みんなで分担しながら支え合う家庭のあり方が求められています。

これらのことから、家庭生活や地域活動へ参画する選択肢が、男女ともに同じように確保され支援されることが大切です。

<施策の方向>

・男女の共同意識の促進

- ・ 育児や介護は家族や地域、社会で担うという意識の一層の浸透を図ります。
- ・ 家庭生活に関する講座の開催など、男性の育児、介護、家事への参加を促す機会の充実に努めます。
- ・ 定年後の新たな生き方を、固定的な性別による役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域活動等に男女が共に関わり、責任も共に担う男女共同参画の視点で考えていくことの重要性を啓発していきます。
- ・ 様々な地域活動、ボランティア活動等に関する学習機会や情報の提供等を通して、活動に対する理解と参加意識の高揚を図ります。

重点課題6 国際化社会における理解と交流

<現状と課題>

・地域における在住外国人との共生、国際的な女性問題等への理解

これまで、地域における在住外国人との共生及び国際的な女性問題等への理解と協力を旧プランに掲げ、小・中学校での外国人講師による英語指導を行い、英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに英語以外の外国語による相談業務の実施など、国際理解教育の推進に取り組んできました。

なお、高岡市では在住外国人が増加しており、国際化社会における理解と協調が進められています。(9 P図表2参照)

国際交流の更なる推進と国際理解を深め、在住外国人にとっても快適で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組が必要です。

また、国内の女性問題と国際社会の女性問題は密接に関連し、共通の基盤を有しており、国際的に繰り広げられる開発、経済活動等が及ぼす地球環境への影響や、世界各国の女性の置かれている状況について、男女平等・開発・平和の視点を持って理解を深めていくことが大切です。

<施策の方向>

(1) 地域における在住外国人との共生

- ・ 在住外国人との相互理解を深める施策の一層の推進を図ります。
- ・ 地域における在住外国人との交流等共生に向けての取り組みを支援していきます。
- ・ 在住外国人を支援しているグループ等とのネットワーク化を図ります。

(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進

- ・ 国際的な女性問題について、「男女平等・開発・平和」の視点を持って、理解を深める機会の充実を図るとともに、様々な課題の解決をめざす国際的な活動に協力していきます。

基本目標Ⅲ 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

家庭、職場、地域などあらゆる場において人権の軽視・侵害や、性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと豊かに生活できるまちをめざします。

これを実現していくために、仕事の場等において男女の区別なく、均等な機会の下で活躍できるような環境整備に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやDVなど女性等に対する暴力や人権侵害防止の取り組みに合わせ、社会的な意識形成等を図っていくこととします。

重点課題 7 仕事の場における男女の共同参画の推進

<現状と課題>

・雇用の場における男女平等・共同参画の推進

これまで、雇用の場における男女平等推進を旧プランに掲げ、国・県・関係機関等と連携し、雇用関連セミナーの開催や労働相談等に取り組んできました。

中心市街地の活性化や農産物等の特産品の開発研究・販売等に、女性の参画も進んできています。

市職員研修においては、専門・実務研修に女性職員の積極的な参加を促し、政策形成能力の開発・向上に努めるとともに、性別にとらわれず、個人の能力や意欲等に配慮した職務分担を進めてきています。

民間事業所では、男女の所定内給与額に隔たりが見られるとともに、女性管理職の割合もまだまだ少ない状況です。(11P～12P図表4、5参照)

また、「男女は平等である」という意識は、「職場」においてまだまだ低い傾向にあります。(16P図表13参照)

国においては、男女雇用機会均等法を改正し、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、母性健康管理措置等の法整備が図られてきました。

性別による不合理な格差の是正や労働諸問題の相談体制の充実が求められています。

また、農林水産業や商工業等自営業における女性の労働条件や処遇の適正化、女性の経営能力の育成や経営への共同参画の促進等に努める必要があります。

さらに、女性の活力を社会において活かすために、育児や介護等で離職した人が再度働くための再就職支援や起業支援をはじめ、性別にとられない職域の拡大や能力開発・人材育成の機会の平等な提供等、誰もが意欲と能力を発揮して様々な分野にチャレンジすることができるよう支援することが重要です。

＜施策の方向＞

(1) 雇用の場における男女平等の視点の促進

- ・ 採用・配置・昇進・退職、教育等の男女の均等な機会及び待遇の確保のために、国・県・関係機関等と連携しながら、事業者等に対し、労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知に努めるとともに、男女平等・共同参画の推進に向け指導・啓発していきます。
- ・ 給与額や昇進等にみられる男女差の要因を探り、解消するための積極的な取り組み (ポジティブ・アクション等) を事業者等に働きかけていきます。
- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、事業者等に対し、パートタイム労働法や同法に基づく指針等の周知を図り、正規雇用者との均衡を働きかけるとともに、パートタイム労働者が抱える問題について相談業務の充実を図ります。
- ・ 自営農業において、働く女性の位置づけを明確にするために、家族経営協定の締結を働きかけていきます。
- ・ 経営者団体や商店街振興組合等において、女性の参画促進への取組を働きかけていきます。
- ・ 農林水産業・商工業等自営業者において、労働に対する適正な評価を確立するため、家族従業者としての位置づけを明確にしていくことや家計と経営との分離等の必要性について、関係団体等を通して理解が得られるよう努めていきます。
- ・ 幼児保育や介護・看護等の職場への男性の参入を図ります。

(2) 女性の能力開発・育成の促進

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、男女の職域拡大や結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ（再就職）のために、職務能力の向上、就職に関する情報提供の機会の充実を図ります。
- ・ 講座等、起業に関する学習機会を国・県・関係機関等とも連携しながら提供していきます。
- ・ 起業の機会が男女に均等になるよう、相談、情報提供等の支援を図っていきます。
- ・ 女性農業者の育成や農産特産品・農産加工品開発事業への女性の参加促進のための能力開発を一層進めるとともに、起業等を支援していきます。
- ・ 市職員の研修等能力開発や職務分担は、性別にとらわれず個人の能力、意欲、適性等に基づき男女均等に行い、活用を図っていきます。
- ・ 国・県・関係機関等と連携して、事業者等に対し様々な機会をとらえて、女性の能力活用について、ポジティブ・アクション等適切な情報を提供するなど、啓発に努めます。
- ・ 講座やセミナー等の開催にあたっては、子育て中の市民等が参加できるよう、託児機能付の配慮に努めます。

重点課題8 人権尊重の意識の醸成

<現状と課題>

・人権尊重教育・学習の推進等と人権擁護体制づくり

これまで、研修会や講座を開催し、人権尊重の普及・啓発に取り組んできました。

また、人権に係わる問題等について、市民生活相談の他、男女平等推進センター相談室を設置して女性相談員による相談、弁護士による法律相談等や人権擁護委員、行政相談委員による相談を実施してきています。

さらに、市民、事業者等からの男女平等を阻害する人権問題の苦情等の申出に対し「男女平等問題処理委員会」を設置し、公正・中立的な立場で、迅速な処理を行うための体制の確立を図ってきました。

男女がお互いに思いやりを持ち、助け合いながら、個性と能力を発揮していく男女平等・共同参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等教育を進めることが求められています。

幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などで、人権尊重の意識の醸成に努めるとともに、苦情や相談等に適切に対応できる体制の確立が必要です。

<施策の方向>

(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進

- ・ 障害のある人や高齢者等に対する正しい理解を深めるなど、人権の尊重に根ざした福祉教育の充実を図ります。
- ・ 学校教育において、人権尊重を進める学習を様々な形で取り組んでいきます。
- ・ 教職員に対して、人権尊重の理念や意識を高めるための研修を実施していきます。
- ・ 保育士等職員に対して、乳幼児期からの人権尊重意識を育てるための研修を実施していきます。

(2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進

- ・ 研修会等においては、幅広い内容、テーマを盛り込み、人権尊重について認識を深める学習機会を提供していきます。
- ・ 女性の権利に関係の深い法令、条約等について、わかりやすく市民に周知を図り、理解を深めていきます。
- ・ マス・メディア等の情報を適格に読み取る力を養うための講座等を充実し、女性問題等について主体的に情報を発信する力の向上に努めます。
- ・ 社会教育等に携わる人たちについて、様々な機会をとらえて、人権尊重についての学習機会を提供していきます。

(3) 人権擁護体制の推進

- ・ 人権に係る相談への対応と処理等について、人権擁護委員や関係機関等も含めた行政における連携体制の充実を図ります。
- ・ 人権を侵害された場合の相談窓口、機関等の情報を適切に市民に提供するよう努めます。
- ・ 人権等に係る苦情等の申出を処理する男女平等問題処理委員会の機能の充実に努めます。

重点課題9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

<現状と課題>

・配偶者等からの暴力的行為と子ども・高齢者に対する虐待等の対応と防止

これまで、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待の対応や防止について旧プランに掲げるとともに、男女平等推進センターに相談室を設け、DVやセクシャルハラスメントの相談体制の充実と関係機関との連携の強化に取り組んできました。

また、「高岡市次世代育成支援行動計画」においては児童虐待防止を、「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、高齢者の虐待防止を掲げ、取り組みを進めています。

しかし、近年、児童や高齢者に対する虐待、DVに関する相談件数は、著しく増加しています。
(14P図表9、10) (13P図表7、8-1、8-2 参照)

DVや児童、高齢者に対する虐待は、犯罪となる重大な人権侵害ですが、家族間、家庭内の問題として潜在化されたり、個人的問題として矮小化されることもあり、社会の認識がまだ十分とは言えません。

セクシュアル・ハラスメントは、職場での雇用関係等が背景にあることが多く、表面化しにくい性格を持っています。

これらの暴力的行為を社会全体の問題として、容認せず、人権の軽視、侵害であるという認識を持って防止し、根絶していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 配偶者等からの暴力の防止

- ・ 市役所内においては、配偶者等からの暴力について関係する部署の連携を強化するなど、相談体制の充実を図ります。
- ・ 配偶者等からの暴力を扱う関係機関、相談窓口等においては、情報を適切に市民に提供するとともに、市民が利用しやすい環境を整えていきます。
- ・ 配偶者等からの暴力への対策については、国の動向に注視するとともに、潜在化している問題の実態（問題点、当事者の状況、ニーズ等）を把握し、加害者となった男性への対応も含めた様々な視点から関係機関と連携し、対応策を検討します。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力は、人権の軽視、侵害であるとの認識を皆がもつよう、情報誌や講座等様々な機会をとおして啓発していきます。
- ・ 高校生等を対象に、DVに関する知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 相談窓口機能の充実のため、国、県等の関係機関と連携を密にして情報交換を行うとともに、研修等により相談員の資質向上に努めます。
- ・ 事業者等に対し、セクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であり、労働の場では、労働権の侵害になることを周知し、その防止体制の整備を国・県・関係機関等と連携しながら働き

かけていきます。

- ・ 地域等雇用以外の場合でのセクシュアル・ハラスメントについても、防止に向けて啓発を行っています。
- ・ 市では、職員研修を通じてセクシュアル・ハラスメントの防止徹底を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、相談しやすい環境づくりと、相談に対して適切で速やかに対処できる体制の整備に努めます。

(2) 子どもや高齢者等の虐待の防止

- ・ 児童への虐待については、児童相談所や市児童育成課等のネットワークを核に、早期発見、対応、防止を図ります。
- ・ 高齢者の虐待については、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携をとり、早期発見、対応、防止を図ります。

基本目標Ⅳ 男女の健康の確保

男女が、生涯を通じて心身ともに健康で、お互いに身体的特徴を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って、自立した生活を営むことができるまちをめざします。

これを実現していくために、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり、守る」という自覚を持ち、正確な知識・情報を得て、健康的な生活習慣を身につけ、健康を享受できるようにしていきます。

特に、女性については、妊娠や出産等、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意して、総合的な対策の推進を図ることが必要です。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の新たな人権の概念や正しい性知識に根ざした性を尊重する教育や学習を進めていきます。

重点課題10 男女の生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

・男女の生涯にわたる心と体と性の健康の促進

これまで、男女の生涯にわたる心と体と性の健康の促進を旧プランに掲げ、母子保健に関する各種の保健教育や、小中学校での児童生徒の成長に合わせた性に関する学習に努めてきています。

また、健康づくりのための市民行動計画「高岡いきいき健康プラン21」においては、健康寿命の延伸を基本目標とし、市民一人ひとりが取り組む健康づくり、地域ぐるみで取り組む健康づくり、健康を支援する体制づくりの三つを基本的行動に掲げ、生活習慣の改善と疾病予防の推進に取り組んでいます。

特に、子どもと母親の健康確保については「高岡市次世代育成支援行動計画」に掲げて、また、壮年期からの健康づくりについては「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に掲げ、その実現に向け取り組んできました。

これらの計画に基づき、自らの健康観による積極的な健康づくりの実践を基本とし、企業・団体・学校や地域等社会全体の力を合わせて、すべての市民が、人生の各ステージに応じた、健康の保持増進に努めることができるようにしていくことが必要です。

さらに、性差に応じた的確な医療の知識の普及を図ること、不妊対策について支援していくことが重要です。

また、学校教育における発達段階に応じた適切な性教育及びHIV/エイズや性感染症、喫煙や過度の飲酒、受動喫煙防止対策等、健康に悪影響を及ぼす問題についての対策を推進していくことが求められます。

＜施策の方向＞

(1) 健康管理・保持増進のための支援

- ・ 男女の各ライフステージや職場における健康保持・増進について、関係機関等と連携をとりながら施策の充実に努めます。
- ・ 健康保持・増進のために成人期、高齢期における保健指導（健康教育・相談・訪問）、がん検診等により生活習慣病の予防対策の充実に努めます。
- ・ 生涯にわたる健康づくりのために、日常的なスポーツ活動に親しめる機会の提供等の支援を図ります。
- ・ 自殺については、防止の観点から、男女の心の健康についての相談等の対応に努めます。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- ・ 女性の生涯にわたる心と体と性の尊重についての考え方を浸透させるため、県厚生センター等と連携をとりながら、講座の開催や研修等を通じて周知、啓発していきます。
- ・ 安全な妊娠・出産や避妊・不妊等の様々な問題や母性保護・母子保健について、関係機関等と連携をとりながら支援等適切に対応していきます。
- ・ 性別による特有の性差医療に関する知識の普及について、関係機関等と連携をとりながら適切な対応に努めます。
- ・ 母と子に対する健診、保健指導（健康教育・相談・訪問）等の母子保健サービスの充実に努めます。
- ・ 学校における適切な性教育の他、思春期や更年期の女性、男性を含む大人に対する「性」に関する学習機会の充実に努めていきます。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・ H I V/エイズ、性感染症に関する正しい知識、患者・感染者に対する正しい理解について、国・県・関係機関等と連携をとり啓発に努めます。
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用が、胎児や女性の生殖機能に影響を及ぼす等健康被害に関する正しい知識について、国・県・関係機関等と連携をとり啓発に努めます。
- ・ 職場や公共の場における受動喫煙対策の推進に努めます。

基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進

基本目標Ⅰ～Ⅳの施策を推進しつつ、市の各個別計画との整合を図りながら、男女平等推進センターを拠点に、国・県、関係団体、市民及び事業者等との連携強化を図り、計画を総合的に推進していきます。

重点課題 11 プランの有機的な推進

<現状と課題>

・男女平等・共同参画の重要性についての社会的な意識形成

男女平等推進条例の制定や男女平等推進センターの開設・運営など、市民活動を支援する施策を進めてきました。

また、市の内部組織及び市民による外部組織など、体制の整備を図り、共同参画を推進してきました。

本プランは、広範な行政分野にかかわる計画であり、市、市民、事業者等の一層の連携を図り進めていく必要があります。

<施策の方向>

(1) 男女平等・共同参画の理解・促進

- ・ 男女平等・共同参画の推進の拠点施設である男女平等推進センターが、その機能を十分発揮して、市民の活動を支援するとともに、情報誌の配布や講座、研修等をとおして、男女平等・共同参画の重要性を様々な視点、テーマで広く啓発していきます。
- ・ 男女平等・共同参画を推進する拠点施設である男女平等推進センターで把握した地域課題等について、施策への反映を検討するなど有効な活用を図ります。
- ・ 労働に関する調査や統計などにより、パートタイム労働者等に関する実態の把握や、参画についての問題点を明確にし、課題を解決していきます。
- ・ プランの進捗状況について、毎年調査を実施し、年次報告により市民等に公表し、問題点等を明確にして解決を図りながら、目標達成に努めていきます。

(2) 推進体制の充実・強化

- ・ 市職員にプランの趣旨、内容等の周知を徹底するとともに、プランが総合的に推進される体制の充実を図ります。
- ・ 共同参画行政担当課の調整機能を充実し、より強力に推進する体制をつくります。
- ・ 男女平等推進センターでの事業展開にあたって、事業内容や実施方法などについて、利用者等の様々な視点から検討するしくみをつくり、事業の充実を図ります。
- ・ 市民、事業者、行政等がそれぞれの責務を果たしつつ、緊密な連携のもと男女平等・共同参画を総合的、計画的に推進していく体制の整備に努めます。
- ・ プランの推進状況、新たな施策上の課題への対応等を審議する委員会を設置します。また、市民、事業者など市全体で推進していくことが重要であることから、プランの内容やねらい等を地域で広く普及、啓発する体制の整備に努めるとともに、委員会等との連携を図りながらプランを推進していきます。

第3章

具体的施策（事業計画）

参考添付（様式のみ）

基本目標Ⅰ

重点課題 1

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)		
(2)		
(3)		

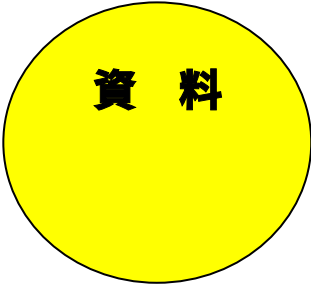
重点課題 2

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)		
(2)		

基本目標Ⅱ

重点課題

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)		
(2)		



資 料

- 1 プランの語句説明
- 2 旧高岡市・福岡町の取組、富山県、国、世界の動き
- 3 男女共同参画基本計画（第2次）（抄）
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 高岡市男女平等推進条例
- 6 女子差別撤廃条約（抄）
- 7 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿
- 8 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
- 9 高岡市男女平等推進庁内連絡会議委員、幹事会名簿
- 10 高岡市男女平等推進プラン策定の経過
- 11 プランに関連する主な相談・情報窓口一覧